

平成 2 8 年度
第 3 回高松市農業委員会農政部会
議 事 録

平成 2 9 年 2 月 8 日開会

高松市農業委員会

平成28年度第3回高松市農業委員会農政部会議事録

開催日時 平成29年2月8日（木）午前10時開会

開催場所 香川県農業協同組合 中央地区営農センター 役員会議室

出席委員 19人

- 1 番 宮野 惠基（農政部会長）
- 4 番 佐竹 博巳
- 6 番 佃 俊子
- 7 番 三笠 輝彦（会長）
- 9 番 南原 勉
- 10番 平賀 文之
- 13番 川田 之治
- 14番 上原 勉
- 15番 岡野上盛雄
- 16番 赤松 貞廣
- 17番 橋本 修
- 21番 兔子尾紀夫
- 22番 小早川數市
- 23番 山地 宏美
- 24番 落合 隆夫
- 25番 廣瀬 吉俊
- 26番 羽田 剛
- 27番 宮武 正明
- 28番 古川 浩平

欠席委員 8人

- 2 番 三好 義光（農政部会長職務代理者）
- 3 番 竹内 俊彦
- 5 番 河瀬 和一
- 8 番 十河 善則
- 11番 谷口 辰男
- 18番 矢島 國雄
- 19番 中名 良竹
- 20番 花澤 均

農業委員会事務局出席者

事 務 局 長 川西 好春

(農政課長事務取扱)

農 政 課 長 補 佐 大井 昌和

(農政管理係長事務取扱)

農 地 係 長 多田 利浩

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 1 号 平成28年度高松市認定農業者農地集積助成金の交付に係る確認について

第 3 議案第 2 号 高松市農業委員会委員・農地利用最適化推進委員の募集要項（案）について

川西事務局長 事務局からお知らせします。

ただ今の、出席委員は18名でございます。

従いまして農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

それでは、ただ今から平成28年度第3回高松市農業委員会農政部会を開会いたします。

開会に当たりまして、宮野農政部会長から御挨拶を申し上げます。

宮野農政部会長

(内容省略)

川西事務局長 ありがとうございました。

続きまして、三笠会長から御挨拶をお願いいたします。

三笠会長

(内容省略)

(赤松委員入室)

川西事務局長 ありがとうございました。

それでは、本日の農政部会の議事運営につきましては、高松市農業委員会部会会議規則によりまして、部会長が当たることとなっておりますので、これ以降の議事運営につきましては宮野農政部会長をお願いしたいと思います。

宮野部会長、よろしくお願いいたします。

議長（宮野農政部会長） ただ今、事務局から説明がありましたように、本日の議事運営は部会長が当たるということでございますので、これ以降の議事運営につきましては、私において取りまとめさせていただきます。皆様方の御協力のほど、よろしくお願いいたします。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名についてでございますが、部会会議規則により、議事録署名委員2名を定めなければなりません。お許しをいただければ、慣例に従いまして、私において指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 ありがとうございます。

それでは議事録署名委員には、議席番号4番佐竹 博巳委員さん、議席番号27番宮武 正明委員さんの御両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

次に、日程第2に入ります。議案第1号 平成28年度高松市認定農業者農地集積助成金の交付に係る確認ついてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

大井農政課長補佐 それでは、議案第1号 平成28年度高松市認定農業者農地集積助成金の交付に係る確認について御説明申し上げます。

議案第1号の資料を御覧ください。

平成29年2月2日付け高農第891号で高松市長から農業委員会に高松市認定農業者農地集積支援事業実施要綱第4条第1項の2の規定に基づく、平成28年度高松市認定農業者農地集積助

成金の交付に係る確認について依頼があったもので、交付要件の適合について御審議をいただくものでございます。

まず、同助成金については、認定農業者又は特定農業法人が利用権設定等促進事業や農地中間管理事業により6年以上の賃借権の設定を行ったものについて、市単独事業として10アール当たり6,000円が助成金として支払われるもので、今回対象となる農地は、高松市長による平成28年3月31日及び10月31日公告の農用地利用集積計画と県知事による5月31日及び12月27日公告の農用地利用配分計画による賃借権の設定をしたものでございます。

確認事項は、交付対象者が認定農業者又は特定農業法人であること。交付対象農地が利用権設定等促進事業や農地中間管理事業により6年以上の賃借権の設定を行った本市区域内のもので、県の農地集積補助金の補助対象となっていないことでございます。

なお、県の農地集積補助金の補助対象となる、認定農業者等の担い手が、新たに農地中間管理事業を利用して規模拡大したものについては、県の農地集積補助金の申請をすることとなります。

それでは1ページをお開きください。

1ページから3ページまでが総括表となっております。1ページは、交付申請番号1番から19番までの氏名、交付対象農地面積、交付申請額について記載しております。

続きまして2ページをお開きください。

20番から39番までについて記載しております。

次に、3ページですが、40番から46番の氏名、交付対象農地面積、交付申請額と全申請の合計を記載しております。合計でございますが、申請者が46名、交付対象農地面積が376,320平方メートル、交付金額は、2,255,900円でございます。また、交付申請者の区分については、46人全て認定農業者でございます。

続きまして、5ページをお開きください。

こちらは、先ほど説明しました総括表に記載されている申請者ごとの交付申請書になっております。左上から、申請者の住所・氏名、その下の表の左から右に交付対象農地の所在・地番・地目、賃借権の設定面積、その右の交付対象農地面積は、賃借権の設定をした一筆ごとの面積の10平方メートル未満を切り捨てた面積となっております。その右が契約内容、そして、10アール当たりの単価6,000円にその交付対象農地面積を掛けましたものが、認定農業者農地集積助成金交付申請額となり、更に、この合計から百円未満を切り捨てたものが交付額となります。一番下の右から3番目55,600円が交付額でございます。5ページから56ページまでが、1ページから3ページまでに記載しております総括表の交付申請番号1番から46番までの46名から申請されたものでございます。

御審議をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第1号について、御意見等が有りましたら、御発言をいただきたいと思います。

他に意見等が無いようですので、お諮りいたします。

議案第1号につきまして、原案どおり承認することで御異議ございませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議無しと認め、議案第1号は原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第2号 高松市農業委員会委員・農地利用最適化推進委員の募集要項(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

大井農政課長補佐 それでは、議案第2号 高松市農業委員会委員・農地利用最適化推進委員の募集要項(案)について御説明申し上げます。

平成29年7月19日をもって任期満了となる農業委員及び新設される農地利用最適化推進委員を募集するに当たり作成いたしました要項案について御審議いただくものです。先日案内文と同封で送付させていただいております議案第2号の資料で御説明いたします。なお、1枚目については、申し訳ございませんが本日お配りしておりますものと差し替えをお願いいたします。

まず、高松市農業委員会委員及び高松市農地利用最適化推進委員の募集要項(概要版)(案)でございますが、後ほど御説明いたします農業委員及び推進委員の両募集要項の概要をA4縦1枚にまとめたものでございます。左が農業委員、右が農地利用最適化推進委員で共通の項目は分けずにひとつにまとめております。

上から順に御説明いたします。募集人員は、農業委員が24人、推進委員が55人でございます。

対象者は、農業委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者。推進委員は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者としております。これは、農業委員会法第8条第1項及び第17条第1項を引用したものでございます。なお、以後の説明中の根拠法令の名称につきましては、農業委員会法は法と、同法施行令は施行令、同法施行規則は施行規則とさせていただきます。

それでは次に、資格要件でございますが、両委員共通で次の要件に該当する者、①市内に住所を有する者、②市税を滞納していない者、なお、次のいずれかに該当する場合は、委員又は推進委員になることができません。ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者としております。この中のなお書きの部分については、法第8条第4項及び第18条第4項に基づくものでございます。

次に、推薦・応募方法でございますが、推薦用紙又は応募用紙に必要な事項を記入し、農業委員会事務局農政課へ持参又は郵送。(eメールやFAXでの提出は不可)としております。また、用紙は、農業委員会事務局農政課で配布又は市ホームページ「もっと高松」からもダウンロードできますとし、ホームページのアドレスを記載しております。

受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分、郵送の場合は、平成29年3月31日(金)の消印有効としております。

受付期間は平成29年3月1日（水）から3月31日（金）まででございます。

次に、選考方法でございますが、提出された推薦・応募用紙の内容等を評価して高松市の農業の現状を理解するとともに、今後の高松市の農業の発展に寄与し、農地の利用の最適化の推進に熱意をもって活動できる方であることを重視しますとしております。

次に、選考結果の通知でございますが、選考結果については、書面をもって推薦・応募された方全員に通知します。電話等での結果に関する問い合わせにはお答えできませんとしております。

その次に、任期でございますが、農業委員については、現農業委員の任期満了の日の翌日である平成29年7月20日から平成32年7月19日までの3年間、推進委員については、新たな農業委員で開催する臨時総会の後、農業委員会が委嘱し、農業委員の任期満了の日までとなるため、平成29年7月下旬（20日以降）から平成32年7月19日までとしております。

次に、報酬（月額）でございますが、農業委員が40,000円、推進委員が35,000円でございます。

次に、主な職務内容でございますが、毎月総会に出席、農地法に係る農地の権利移動、農地転用許可、違反転用への対応、農用地利用集積計画等の承認、農地利用最適化の推進に関する施策の意見の決定、推進委員と同様の業務としております。その推進委員の業務でございますが、右側にありますように毎月地区部会に出席、担当地区内での現場活動、農地の出し手・受け手へのアプローチを行い農地利用の集積・集約化を推進、農地パトロールによる遊休農地の発生防止・解消等農地利用の最適化の推進に係る現場活動でございます。

最後に、推薦・応募及び問い合わせ先でございますが、郵便番号760-8571 高松市番町一丁目8番15号（高松市役所6階）高松市農業委員会事務局農政課 電話（087）839-2662としております。

以上が両委員の募集要項の概要版でございます。

次に、高松市農業委員会委員募集要項（案）について御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

まず、1 募集人員でございますが、先ほど概要版でも御説明いたしましたが、24人でございます。その下の米印として、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募することができるが、両委員を兼ねることは不可としております。これは、1人の人について農業委員と推進委員の両方に推薦・応募はできますが、両方の委員を兼ねることは、法第18条第5項に基づきできないということでございます。

次に、2 任期につきましては、概要版で御説明いたしましたとおり平成29年7月20日から平成32年7月19日までの3年間でございます。

次の3 身分及び報酬の額でございますが、（1）身分については、高松市の特別職の非常勤職員、（2）報酬月額は、40,000円でございます。

次に、4 主な職務内容でございますが、（1）から（5）まで概要版で御説明したとおりでございますが（5）推進委員と同様の業務については、①から④まで具体的な推進委員の業

務として①毎月地区部会に出席、②担当地区内での現場活動、③農地の出し手・受け手へのアプローチを行い農地利用の集積・集約化を推進、④農地パトロールによる遊休農地の発生防止・解消等を記載しております。

次の5 資格要件については、概要版で御説明いたしましたとおりでございます。

次に、6 推薦・応募方法でございますが、まず（1）提出書類として、①農業者（個人）3人以上からの推薦の場合は、この後様式のところで御説明いたしますが、アの高松市農業委員会委員推薦用紙（個人用）様式第1号にイの別紙1被推薦者等の詳細様式第7号を添付していただきます。

なお、農業者個人の推薦の場合は、農業者からの信頼を得ている方といういことで、全国農業会議所の例や他市町の状況も3人以上の推薦が多いことから本市においても3人以上の農業者からの推薦としております。

次に、②農業関係団体等からの推薦でございますが、ア高松市農業委員会委員推薦用紙（団体用）様式第2号に①の個人推薦と同じくイ別紙1被推薦者等の詳細様式第7号を添付していただきます。

2ページをお開き願います。

次に、③応募（本人からの応募）につきましては、高松市農業委員会委員応募用紙 様式第3号で応募していただきます。

（2）受付期間、（3）提出先については、概要版で御説明いたしましたとおり平成29年3月1日（水）から3月31日（金）までに高松市農業委員会事務局農政課に提出いただくことになります。

（4）提出方法については、高松市農業委員会事務局農政課へ持参又は郵送（e - メールやFAXでの提出は不可）で持参の場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分（必着）とし、米印として郵送の場合は、平成29年3月31日（金）の消印有効としております。

（5）募集要項及び提出書類の様式の入手方法でございますが、農業委員会事務局農政課で配布又は市ホームページ「もっと高松」からもダウンロード可とし、ホームページのアドレスとトップページから組織一覧、農業委員会事務局農政課、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の募集、募集要項及び提出書類までのページの進め方を記載しております。

次に、7 推薦・応募状況の公表でございますが、法第9条第2項及び施行規則第6条の規定に基づき、提出された書類を下に推薦者、被推薦者及び応募者に関する以下の情報を受付期間中1回及び期間終了後にホームページで公表します。

また、公表する項目も、施行規則第5条第1項に基づき、（1）個別の情報として①推薦者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別、②推薦者（農業関係団体等）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員の資格又は要件等、③被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況、④推薦又は応募の理由、⑤被推薦者又は応募者が認定農業者であるか否かの別、⑥推薦者が被推薦者を高松市農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が高松市農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別を、ま

た、(2) 推薦・応募状況全体の情報として、①推薦を受けた者及び応募した者の数、②上記①のうち認定農業者の数を公表することとしております。

次に、8 選考方法でございますが、高松市農業委員・推進委員評価委員会を開催し、提出された推薦・応募用紙の内容等を評価して高松市の農業の現状を理解するとともに、今後の高松市の農業の発展に寄与し、農地の利用の最適化の推進に熱意をもって活動できる方であることを重視して候補者を選考するとしております。

次に、9 選考結果の通知でございますが、選考結果については、書面をもって推薦者又は応募者全員に平成29年5月末までに通知する。米印として電話等での結果に関する問い合わせは不可としております。

3ページを御覧ください。

10 問合せ先については、〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号（高松市役所6階）高松市農業委員会事務局農政課 電話（087）839-2662とし、11 その他として推薦・応募に係る提出書類は返却しないとしております。

続きまして様式の御説明をいたします。

5ページをお開き願います。

様式第1号 高松市農業委員会委員推薦用紙（個人用）でございます。宛先は、農業委員については、施行規則第5条第1項で市町村長に提出しなければならないとなっておりますので、（宛先）高松市長としております。推薦の文言として私は、下記1の者を高松市農業委員会委員として推薦しますとし、推薦年月日、推薦者代表の住所、氏名（ふりがな）、押印、年齢、性別、職業、電話番号を記入していただきます。

次に、1 被推薦者（推薦を受ける者）の同意として、私は、高松市農業委員会委員の推薦を受けることに同意します。また、推薦用紙及び別紙1に記載した個人情報確認のため、戸籍情報・住民情報及び納税等に関する情報を各関係機関に照会することに同意しますとし、同意年月日、被推薦者の住所、氏名（ふりがな）を記入し、押印していただきます。

次に、2 推薦する理由を記入し、3 上記1の被推薦者を高松市農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別で、推薦しているか推薦していないかのどちらかに丸をしていただきます。4 被推薦者の詳細は、11ページにございます様式第7号 別紙1被推薦者等の詳細の表面を記入し添付していただきますので、別紙1のとおりとしております。

5 上記の推薦者代表以外の推薦者は、裏面の一覧に記載し、押印してくださいということで、裏面6ページをお開き願います。

表面の推薦者代表以外の推薦者一覧になっておりまして5名まで記入できるようになっておりますが、3名以上の推薦者ということで、ここには最低2名以上推薦者の住所、氏名（ふりがな）、押印、年齢、性別、職業、電話番号を記入していただくことになります。なお、御記入いただく項目については、この後の、団体用の推薦及び応募の用紙、また、添付する様式第7号 別紙1も含め、電話番号、生年月日、抱負以外は、施行規則第5条第1項の1号から6号までに定められた必須の項目でございます。

次に、7ページを御覧ください。

様式第2号 高松市農業委員会委員推薦用紙（団体用）でございますが、宛先は、同じく高松市長で推薦の文言も同じでございます。その下に推薦年月日、推薦団体の団体名、代表者の職と氏名（ふりがな）を記入し団体の代表者印の押印をしていただきます。1 被推薦者（推薦を受ける者）の同意から4 被推薦者の詳細までは、推薦用紙（個人用）と同様でございますが団体推薦の場合は、資料の12ページにありますように様式第7号別紙1の裏面に推薦者（団体）の詳細を記入していただきますので、4 被推薦者の詳細は別紙1（表面）とし、5 推薦者（団体）の詳細については、別紙1（裏面）のとおりとしております。

次に、9ページをお開き願います。

様式第3号 高松市農業委員会委員応募用紙でございますが、宛先は高松市長、その下は本人からの応募になりますので、私は、高松市農業委員会委員に応募します。また、応募用紙に記載した個人情報確認のため、戸籍情報・住民情報及び納税等に関する情報を各関係機関に照会することに同意しますという文言にしております。その下に応募年月日、応募者の住所、氏名（ふりがな）を記入して、押印となります。

次に、1 応募する理由を記入し、2 高松市農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別で応募しているか応募していないかのどちらかに丸をしていただきます。その下3 応募者の詳細については、氏名（ふりがな）性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、職業、職歴及び公職歴、農業経営の状況、認定農業者であるか否かの別、抱負を記入していただきます。応募の場合に、提出していただくのは、9ページの様式第3号の1枚となります。

次に、11ページをお開き願います。

様式第7号 別紙1 被推薦者等の詳細でございますが推薦の場合に、個人推薦、団体推薦ともに添付していただく様式でございます。

表面が1 被推薦者の詳細で、記入いただく項目は、これは先ほど9ページで御説明いたしました応募用紙の3の応募者の詳細と同様でございます。

12ページをお開き願います。

裏面になりますが、2 推薦者（団体）の詳細を記載するもので推薦者が個人の場合は記載不要としております。項目としましては、団体の名称（ふりがな）、代表者又は管理者の職、氏名（ふりがな）、主たる事務所の所在地、電話番号、活動の主たる目的、構成員の人数と資格、要件等を御記入いただきます。なお、この様式第7号につきましては、この後御説明いたします農地利用最適化推進委員の推薦の様式と共通になっておりますので、農業委員と推進委員を併せて推薦する場合は、1部作成いただければ、両方に御使用していただけます。

以上が高松市農業委員会委員募集要項（案）でございます。

次に、高松市農地利用最適化推進委員募集要項（案）について御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。

まず、1の募集人員でございますが、55人（7地区）、別表に記載の地区ごとの定数を募集するとしておりまして、別表を4ページに記載しております。4ページをお開き願います。

現行の7つの地区のうち、第7地区の塩江地区が第4地区に変更になっておりますが、それ以外は、現行どおりの所属区域でございます。各地区の人数につきましては、昨年11月1日の臨時総会及び各地区で協議いただき、決定されました定数を反映したものでございます。

1ページにお戻りください。米印1で複数の地区への推薦又は応募することができるが、就任は1地区のみとしておりますが、推進委員については、4ページにお示しした7地区について、例えば第1地区又は第2地区の担当として、複数の推薦又は応募することができますが、就任できる担当地区は、第1地区のみとか第2地区のみといったように、1つの地区のみということでございます。

次に、米印2で農地利用最適化推進委員及び農業委員会委員の両方に推薦又は応募することができるが、両委員を兼ねることは不可としておりますが、これは、先ほど農業委員の募集要項（案）のところで御説明したとおり、農業委員と推進委員の両方に推薦・応募はできるが、両方の委員を兼ねることはできないということでございます。

2の任期につきましては、新たな農業委員の任期が平成29年7月20日からになりますので、その日以降に臨時総会を開催し、その後農業委員会から推進委員を委嘱することになりますので、平成29年7月下旬（20日以降）から新たな農業委員の任期満了の日であります平成32年7月19日までとなります。

次に、3 身分及び報酬の額でございますが、（1）身分は、高松市の特別職の非常勤職員、（2）報酬月額35,000円でございます。

次に、4の主な職務内容でございますが、概要のところで御説明したとおり（1）から（4）まででございます農地利用の最適化の推進に係る現場活動でございます。

5の資格要件につきましても概要のところで御説明したとおりでございます。

次に、6の推薦・応募方法につきましては、（1）提出書類うち、①農業者（個人）3人以上からの推薦については、ア高松市農地利用最適化推進委員推薦用紙（個人用）様式第4号を、②農業関係団体等からの推薦については、ア高松市農地利用最適化推進委員推薦用紙（団体用）様式第5号を、また、③応募（本人からの応募）については、高松市農地利用最適化推進委員応募用紙 様式第6号を使用すること以外は、受付期間や提出先は、先ほど農業委員の募集要項で御説明いたしました内容と同様でございます。

2ページをお開き願います。

7 推薦・応募状況の公表につきましても農業委員とほぼ同様で、施行規則第11条第1項の第1号から第6号までの規定に基づき、（1）個別の情報として、①推薦者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別、②推薦者（農業関係団体等）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員の資格又は要件等、③被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況、④推薦又は応募の理由、⑤推薦者が被推薦者を高松市農業委員会委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が高松市農業委員会委員に応募しているか否かの別、（2）推薦・応募状況全体の情報として、推薦を受けた者の数及び応募した者の数を公表するもので、農業委員との違いは、認定農業者か否かと、認定農業者の数の情報がない点でございます。

ます。

8の選考方法から3ページ11のその他までは農業委員と同様でございます。

次に、様式について御説明いたします。5ページをお開き願います。

まず、様式第4号農地利用最適化推進委員推薦用紙（個人用）でございますが、こちらは提出先が施行規則第11条第1項の規定により農業委員会となりますので、（宛先）高松市農業委員会としております。推薦の文言につきましては、私は、下記1の者を高松市農地利用最適化推進委員として推薦しますとし、推薦年月日、推薦者代表の住所、氏名（ふりがな）、押印と年齢、性別、職業、電話番号を御記入いただきます。

次に、1 被推薦者（推薦を受ける者）の同意の文言については、私は、農地利用最適化推進委員の推薦を受けることに同意します。また、推薦用紙及び別紙1に記載した個人情報確認のため、戸籍情報・住民情報及び納税等に関する情報を各関係機関に照会することに同意しますとし、同意年月日、被推薦者の住所、氏名（ふりがな）、押印、そして農業委員の様式と大きく違いますのが、2の推薦する担当区域（第1地区から第7地区）の四角にチェックしてください。（複数選択可）の項目でございます。

3の推薦する理由、4の上記1の被推薦者を高松市農業委員会委員に推薦しているか否かの別、5の被推薦者の詳細、6の上記の推薦者代表以外の推薦者は、裏面の一覧に記載し、押印して下さいますは、農業委員の様式第1号と同様の項目でございます。裏面にあります表面の推薦者代表以外の推薦者一覧も、6ページのとおり農業委員の様式第1号の裏面と同様でございます。

7ページを御覧ください。

様式第5号 農地利用最適化推進委員推薦用紙（団体用）でございますが、宛先は、高松市農業委員会とし、推薦の文言は、個人用と同じく私は、下記1の者を高松市農地利用最適化推進委員として推薦しますとしており、その下に推薦年月日、推薦団体の団体名、代表者の職氏名（ふりがな）を記入し、押印していただきます。

1の被推薦者（推薦を受ける者）の同意の欄から5の被推薦者の詳細までは、推薦用紙（個人用）と同様でございますが団体推薦の場合は、資料の12ページにありますように様式第7号別紙1の裏面に推薦者（団体）の詳細を記入いただきますので、5 被推薦者の詳細は別紙1（表面）とし、6 推薦者（団体）の詳細については、別紙1（裏面）のとおりとしております。

次に、9ページをお開き願います。

様式第6号 農地利用最適化推進委員応募用紙でございますが、宛先は、高松市農業委員会とし、応募の文言は、私は、高松市農地利用最適化推進委員に応募します。また、応募用紙に記載した個人情報確認のため、戸籍情報・住民情報及び納税等に関する情報を各関係機関に照会することに同意しますとしております。その下に応募年月日、応募者の住所、氏名（ふりがな）を記入し、押印をしていただきます。

次に、1 応募する担当区域（第1地区から第7地区）の四角にチェックしてください。（複

数選択可)にチェックをし、2の応募する理由、3の高松市農業委員会委員に応募しているか否かの別の応募しているか応募していないかのどちらかに丸を付け、4の応募者の詳細として10ページにございます様式第6号の裏面、応募者の詳細に御記入いただきますが、記入項目は、農業委員の応募用紙様式第3号の応募者の詳細と同じ内容でございます。推進委員については、認定農業者であるか否かの別の記載は必須ではございませんが、推薦用の様式第7号 別紙1 被推薦者等の詳細が、農業委員の推薦用と共通のため、認定農業者であるか否かの別の記載をしていただきますので、応募用紙の応募者の詳細につきましてもこの項目を入れさせていただきました。

次に、11ページを御覧ください。

様式第7号 別紙1 被推薦者等の詳細でございますが、農業委員の推薦に添付する様式と共通でございます。

以上が高松市農地利用最適化推進委員募集要項(案)でございます。

次に、記入例について御説明いたします。

なお、本日は、お渡ししております記入例のうち、今後委員の皆様にも最も関係が深い水田部会記入例について御説明をさせていただき、他の各記入例については、説明を割愛させていただきます。

右上に水田部会記入例と記載した資料を御覧願います。

まず、1枚目は、農業委員の推薦用紙の団体用で様式第2号を使用します。記入箇所を行書体で記載しております。

(上から説明)

次に、2枚目を御覧願います。農地利用最適化推進委員の推薦用紙の団体用で様式第5号を使用します。

(上から説明)

2の推薦する担当区域は、第1地区から第7地区のうち、それぞれの地区水田部会が所属区域になっている地区のところにチェックを記入します。

(続けて説明)

3枚目を御覧ください。別紙1 被推薦者等の詳細 第7号様式でございます。表面が1 被推薦者の詳細でございます。

(上から説明)

その裏面が2 推薦者(団体)の詳細でございます。この様式第7号は、農業委員、推進委員とも共通となりますので、1部作成すれば、コピーして添付することができます。この3枚を各被推薦人毎に作成して提出していただくことになります。

なお、本日の農政部会と2月10日開催の農地部会において承認をいただくことができましたら、先ほど御説明しました要項の概要版と様式第2号、第5号及び第7号の用紙とこの記入例をお付けして各地区水田部会に推薦依頼する予定でございます。

また、これまで説明いたしました、概要版、各要項、と本日は割愛させていただきましたが、水田部会以外の各記入例を農業委員会事務局に紙で配置するほか、高松市のホームページにも掲載する予定でございます。

以上議案第2号 高松市農業委員会委員・農地利用最適化推進委員の募集要項（案）について御審議をお願いいたします。

議 長 以上、議案第2号の説明が終わりました。議案第2号について、御質問、御意見はございませんか。

議 長 農事組合法人の構成員であれば、これは認定農業者として、もちろん、個人も認定農業者として認定を受けていれば、その構成員が個人も組合員も認定農業者として可能ですね。

川西事務局長 認定農業者等の部分なんですけれども、法人、具体的に農事組合法人、たくさんいます。この農事組合法人が認定を受けておれば、その組合員ではなくて、役員なんです。理事、若しくは、理事以外の責任ある者も対象になっております。組合員の中で、責任ある者として、法人が指定しておれば、その方も認定農業者なんです。補足ですけれども、ここにたくさん記入例がありますけれども、法令でいたしかたなく、ホームページでオープンにしなければなりません。ただし、高松市においては、地区水田部会が推薦団体なんで、水田部会用の記入例の様式第2号、様式第5号、様式第7号これが、1人分のセットを使っていただくということと認定農業者は7月20日が基準日です。7月20日までに、認定を受けておれば対象です。だから、今、現在、認定農業者の新規提出済みというのも対象になってきます。基準日が7月20日です。それと、今日の農政部会で説明したんですけれども、今日の農政部会で御承認、決定していただきますと本当は、全体会議を開かなければいけないんですけれども、次に2月10日の農地部会でも同じ案件について、御承認、決定しますと案がとれます。案がとれますと、皆さんに、まだ御案内はしていないですけれども2月21日の火曜日、農業委員会会長、再生協議会会長、水田部会会長3名の連名で、農業委員会委員、地区の水田部会長、農業委員さん、兼ねていらっしゃる方もおりますが兼ねていない方が10名いらっしゃいます。それと農協の支店長31名いらっしゃいます。計87名の全体会議を開いて、今日の推薦方法について、説明会を開催する予定でございます。場所は、市役所の13階の大会議室を予定しています。以上でございます。

議 長 今月21日も予定しておいてくださいということですね。

川西事務局長 21日火曜日の午後2時、市役所13階大会議室です。農業委員さん全員でございます。それと地区水田部会長さん、JAの支店長さん、全体87名ということになっております。日程を空けておいてください。この時に実際の推薦の説明会をやります。そして、ホームページ上、高松市の広報に3月1日から3月31日の間募集しますよという流れになります。

議 長 先の説明の中で、耕作面積ですが、農事組合法人全体が耕作している面積でいいんですね。

川西事務局長 はい、そうです。

議 長 記入例につきまして、全く記入例のとおり記載してよろしいですか。

川西事務局長 地域農業再生協議会の規約にあるものを引用しており、共通のものなので、記入例のとおり記載してよろしいです。

佐竹委員 議長——4番。

議 長 4番——佐竹委員。

佐竹委員 記入例の中で被推薦者の同意の所があるんですけども、ここは、被推薦者の自筆でなければならないんですか。

川西事務局長 申し訳ございませんが、被推薦者の自筆と押印をお願いします。

古川委員 議長——28番。

議 長 28番——古川委員。

古川委員 推薦する水田部会長と被推薦者が同じ名前でもいいですか。

川西事務局長 当然ながら、水田部会長という部会の人格と個人の人格の所があると思います。人格は違いますから、同じ水田部会長が個人のだれだれを推薦するということになります。

議 長 水田部会長が自分を推薦するのは、全く問題ないということです。団体の代表者と個人は別者だということです。21日まで日もありますので、実際に御精査されて、不明な所は、事務局へ速やかに御質問をいただく方がいいかと思います。事務局、一つよろしく願います。

川西事務局長 はい。第1地区から第7地区までの既に決まっています合計定数を今回、配付させていただきます。

議 長 半分クエスチョンなんですが、推進委員の各地区ごとの定数が確定しているようですが、推進委員定数そのもの。

川西事務局長 合計定数55名です。

議 長 農業委員については、概ねということ、総合計はともかく各地区の配分は、概ねではなかったですか。

川西事務局長 3、2、3、2、4、4、3です。これで、各地区は動いております。

議 長 そういう御理解をお願いします。今も局長から、お話しがありました21日、21日を過ぎるとそれぞれ、水田部会、あるいは各種の慣例につきまして、実行組合長会の開催の手続きを踏まなければならない所があると思いますが、そこで推薦者を決定していくという手続もあり、なおかつ、それが3月1日からの募集で末日までというスケジュールになりますので、御協力を賜りたいというふうに思います。31日までに遅滞なく、各地区の推薦が完了するようにお願いをいたします。

落合委員 議長——24番。

議 長 24番——落合委員。

落合委員 募集要項の6番の②に農業関係団体とありますが、農業関係団体とは、どういうものですか。

川西事務局長 農業関係団地は、従来、改正前の農業委員会法第12条に規定されているんですけども農業共済組合、農協、土地改良区、こういうものが農業関係団体です。地区の水田部

会とか再生協議会、個別な団体、色々あります。集落実行組合長、これも農業関係団体です。後、考えられるのは、水利組合も農業関係団体です。それくらいが全体としては考えられると思っております。

落合委員 記載例で、推薦者の農事組合法人〇〇営農組合、営農組合というのは一般の耕作者と同じで推薦される農業者集団ということで、これが推薦団体になるというのは、おかしい。

川西事務局長 農事組合法人〇〇営農組合というのは、一つの法人ですから当然ながら、農業関係団体になります。

川田委員 議長——13番。

議 長 13番——川田委員。

川田委員 推薦用紙は事務局に取りに行かないといけないんですか。

川西事務局長 21日に、紙ベースで農業委員さん、各地区水田部会長さん、J Aの支店長さんには、推薦依頼文と用紙はお渡しします。また、電子入力ができるように、高松市のホームページからダウンロードできるようにしております。ですので、農業委員さんが取りに来る必要は、ございません。

議 長 農業委員さん、各地区水田部会長さん、J Aの支店長さんに渡すということですが、各地区に何枚渡すんですか。

川西事務局長 お渡しする物は、記入例と募集要項、これは、全体を知っておかないといけないので、後、必要な3枚、この様式の3枚をお渡しします。

議 長 例えば、地区で農業委員と水田部会長、J Aの支店長も出席していたら、3人それぞれに1部ずつ渡すんですか。例えば農業委員として、何部くれるんですか。

川西事務局長 それぞれ1部ずつなんで。

議 長 川岡地区に何部くれるんですか。

川西事務局長 農業委員と推進委員の合計定数に予備として1部の合計3部を用意します。お願いします。

議 長 よろしく申し上げます。議案第2号について、原案どおり御承認されたということでよろしいでしょうか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議無しと認め、議案第2号は、原案のとおり承認されました。

それでは、次に、5のその他に移ります。

事務局、何かありますか。

大井農政課長補佐 2点報告をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、去る1月30日から、高松市地域行政組織再編計画により牟礼、香川、国分寺の支所と、香西南町のふれあい福祉センター勝賀の4箇所に総合センターが開設されました。これにより従前の支所で取り扱っておりました業務が拡充され、農業委員会事務局でのみ取り扱っておりました農地台帳の閲覧及び耕作証明書の発行も総合センターで取り扱えることになり、開設後に各総合センターの担当者がテストをしたところでございます。

2点目でございますが、本年1月13日から31日にかけて、第1地区から第7地区までで開催しました農業相談会において申出がありました利用権設定の現時点の件数等について御報告させていただきます。高松市全域で件数が369件で筆数1,001筆、面積が1,036,258.76平方メートルでございます。

皆様には、お忙しい中、農業相談会で大変お世話になり、ありがとうございました。

なお、この申出については、現在内容を点検中でございますので、多少数字が動く可能性がございますので御了承願います。

また、今回の申出分につきましては、3月の農地部会で承認をいただき高松市において3月31日に公告する予定でございます。報告は以上でございます。

議 長 ありがとうございます。これについて、御質問等はございませんか。

他に御質問が無いようでございますが、せっかくの機会ですので、委員の皆様方、何かございませんか。

以上で本日予定しておりました議事が終了しました。皆様方の御協力ありがとうございました。

それでは、兔子尾会長職務代理者から、閉会の御挨拶をお願いします

兔子尾会長職務代理者

(内容省略)

議 長 ありがとうございました。

、午前11時30分 閉会

会 長

議事録署名委員

部会長

委 員

委 員